

青年部・女性部合同事業「西成区視察見学会」事業報告書

日 程 2025年3月18日（火）

行 程 西成区

参加者 市商連役員6名

村井会長、田中会長、野田会長、南会長、阪本女性部長、木林青年部長
他参加者37名 合計43名

研修内容：訪問先の商店会との交流、および地域案内を通じて各区への関心を深めるとともに、会員同士の親睦を図りました。

市商連会員の商店会視察は今回で9回目になります。また、今年度も女性部と青年部の合同事業として事業を開催しています。

今回は西成区を訪問し交流させていただきました。

【第1部】

15時地下鉄花園町駅にて集合し、村井会長より今回の視察見学会の概要説明を参加者にさせていただき所から始まりました。

今回の視察見学では鶴見橋商店街、萩之茶屋商店街を見学したのち西成区の商店街を取り巻く環境をお話いただきました。

最初の鶴見橋商店街では、鶴見橋の中尾会長、村井会長が鶴見橋商店街を参加者に商店街を歩きながら、鶴見橋の昔から現在にかけての変化をお話いただきました。

鶴見橋商店街では、昔は地元の方、出稼ぎの方が買い物を商店街でしていました。

しかし、近年、外国人の流入が多くなっています。その大半が外国人留学生です。商店街近辺にネパール、ベトナム、タイ、ミャンマーの留学生が多く住んでいます。

その変化から商店街の空き店舗の新規参加者が留学生向けのお店を出店しています。実際、ネパール料理店や外国人が入りやすいように各国の文字で表記している八百屋さん、ベトナム食材専門店等たくさん増えています。

この影響から現在、鶴見橋商店街周辺は外国人の多い地域へと変化しています。



次に、萩之茶屋商店街では、村井会長より「あいりん地区」、三角公園の説明をして頂き昔から現在にかけての変化についてお話して頂きました。

「あいりん地区」は、高度経済成長の時に日雇い業者・労働者が多数集まったりそれに伴い多くの簡易宿泊所ができその地域は誕生しました。

「あいりん地区」では、様々な行政問題がありました。しかし、近年のインバウンドの影響により昔のイメージが変化しました。代表的なものは、民泊です。簡易宿泊所であった場所をリノベーションして民泊へと変化しています。

この西成の民泊はインバウンドのお客さんに好評で、「あいりん地区」は民泊が多い地域に生まれ変わりました。

三角公園では、昔は日雇い労働者が集まり、運動、集会等をする公園でした。それに伴い衛生環境が問題となり場所自体に問題がありました。

行政の西成特区構想により様々な変化がありました。

公園の美化やごみ箱の設置、小屋の撤去等で町は美化されました。

これもインバウンド向けに町が変化しているのが目に見えてわかりました。

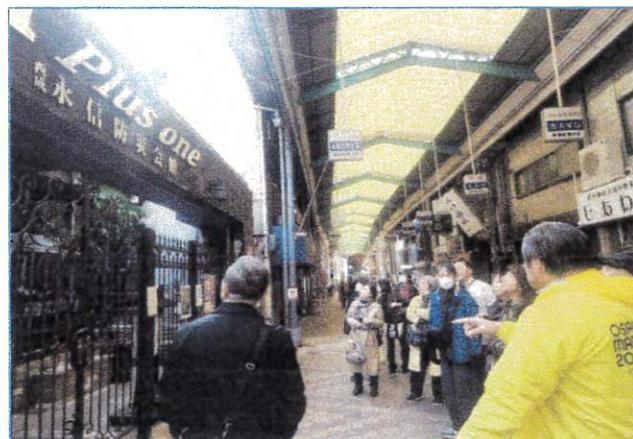


そして、最後に村井会長より西成区の商店街を取り巻く環境についてお話していただきました。

西成区では、インバウンド向け、外国人向け食材店以外本質が違う変化もあります。

それは、中国人資本からの西成区の土地買収が問題となっています。商店街もその影響を受け、空き店舗には生活保護者をターゲットにした中国人の経営するスナックが入ってきたり、大きな空き地に中国人資本のマンションの建設が進んでいます。

西成区の商店街の土地は中国人資本の投資的になり現在も問題となっています。



【第2部】

17時鯛よし百番（登録有形文化財）にて会席料理を堪能しました。

最初に、鯛よし百番営業部長の三宅様より百番の歴史や建物の説明がありました。

建物は歴史的建造物という観点から様々な文化的要素があり来る方々に感動を与え、建物の中は安土桃山文化の豪華絢爛を取り入れた襖、大広間、階段等がありました。

また、建物の中心には日本建築の中庭があり、廊下には、住吉大社の橋をモデルにした廊下もありました。階段には京都の三条大橋をモデルにつくられています。

広間の襖絵は当時のものを大学の教授と協力し、再生したりと様々なお話をして頂きました。参加者の皆様はこの説明を聞いたのち建物の見学に回られました。

そして、見学後懇親会が始まりました。女性部阪本部長と青年部木林部長の挨拶から始まり乾杯の挨拶となりました。

参加者の皆様は会席料理を堪能しながら本日の視察見学会を振りかえり歓談しました。

最後に、村井副理事長と野田会長から本日の総括をしていただき、今年度の西成区視察見学会は終了しました。



定時総会・懇親会について（案）

- ※総務委員会（3月21日開催）で開催内容についてご確認いただきました。
- ※任務分担など詳細については、幹部役員会（4月11日開催）で協議します。
- ※開催案内や参加とりまとめなどについては4月16日の常任理事会で提案します。
- ※これまでにご報告いただいております「市商連理事」について変更がありましたら、事務局までご連絡ください。（別紙1・別紙2参照）

【日 時】 2025年5月28日（水） 14：00～常任理事会（ホテルロイヤルクラシック大阪 9階）
15：30～定 時 総 会（ホテルロイヤルクラシック大阪 7階）
17：30～懇 親 会（ホテルロイヤルクラシック大阪 3階）

【定時総会】（15：30～17：00）

1. 開 会 司 会：総務委員会 担当副理事長
2. 挨 拶 理事長
3. 議 長 選 出 規約第14条に基づき理事長が就任
4. 議 案 審 議

〔第1号議案〕 2024年度事業報告ならびに収支決算について

- ①事業報告：事務局長
- ②収支決算報告：会計理事
- ③会計監査報告：会計監査

〔第2号議案〕 2025年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)について

- ①事業計画：事務局長
- ②予算案説明：事務局長

5. 閉 会 ※総会終了後、懇親会会場へ移動

【懇親会】（17：30～19：30）

1. 開 会 司 会：()
2. 挨 拶 理事長
3. 記念品贈呈 ①退任常任理事へ感謝状・記念品料贈呈
※現時点で常任理事の退任報告はありません
②憲法記念日知事表彰受章者へ記念品料贈呈
※令和7年5月、産業功労者表彰での市商連推薦者はおられません
4. 来賓紹介
5. 来賓祝辞 ①大 阪 市 長
②大 阪 府 知 事
③大阪商工会議所
6. 祝電披露
7. 祝 宴 乾 杯：()
8. 閉 宴 挨 拶：総務委員会 担当副理事長

§大阪市商店会総連盟

2025年3月1日

区名	商店会	会員数	市商連 府商連	理事 定数	(常任理事)	理事名				実数	備考
						(敬称略)					
1 北区	30	1,416	市商連	7	西仲 健治	三島 保 (欠員)	林 茂夫 (欠員)	青山 隆一	植松 光徳	5	田中誠一2024年逝去
			府商連	6	西仲 健治	林 茂夫 (欠員)	三島 保	重矢 維宏	(欠員)	4	
2 都島区	9	328	市商連	4	玉置 紘一	三木 圭二	岡本 享一	酒井 雅人		4	2024.5.17会長より
			府商連	3	玉置 紘一	岡本 享一	三木 圭二			3	
3 福島区	6	278	市商連	3	向瀬 幸次	平野 元春	北村 浩二	船本 トシ子		4	2023.6.5新会長
			府商連	2	向瀬 幸次	平野 元春	北村 浩二			3	両1減員、会長に依頼済み
4 此花区	8	137	市商連	3	大西 勝重	大原 孝一	河上 保			3	2024.5.報告あり
			府商連	2	大西 勝重	河上 保				2	
5 中央区	36	1,629	市商連	8	千田 忠司	徐 正菜 伏木 和毅	東 進明 (欠員)	四月朔日 幸平 源 裕次	高井 和久 菊地 正吾	9	2022.4.4報告あり
			府商連	6	千田 忠司	徐 正菜 源 裕次	四月朔日 幸平	高井 和久	(欠員)	6	本間一成2024年逝去
6 西区	10	284	市商連	3	野田 政美	宿坊 登代子	寺本 卓司			3	2024.3.19会長より報告あり
			府商連	2	野田 政美	宿坊 登代子				2	
7 港区	5	106	市商連	3	高木 博	(欠員)	(欠員)			1	2024.6.7報告あり
			府商連	2	高木 博	(欠員)				1	2024.6.7報告あり
8 大正区	2	31	市商連	3	森川 和廣	(欠員)	(欠員)			1	2023.4.1新会長
			府商連	2	森川 和廣	(欠員)				1	
9 天王寺区	9	120	市商連	3	佐野 嘉昭	小橋 忠	藤原 孝彦			3	2024.4.1~会長交代
			府商連	2	佐野 嘉昭	小橋 忠				2	2024.4.1~会長交代
10 浪速区	7	267	市商連	3	木村 次郎	野村 正則	近藤 正孝			4	2024.4.22報告あり
			府商連	3	木村 次郎	野村 正則	近藤 正孝			3	2024.4.22報告あり
11 西淀川区	11	173	市商連	3	香川 正行	砂川 英子	八木 利彦			3	
			府商連	2	香川 正行	砂川 英子				2	
12 淀川区	11	424	市商連	4	横田 圭司	岡野 嘉夫	堀口 博信	石垣 栄二		4	2024.4.3府商連より
			府商連	3	横田 圭司	岡野 嘉夫	堀口 博信			3	2024.4.3府商連より
13 東淀川区	1	49	市商連	3	石原 幸二	(欠員)	(欠員)			1	2022.6.19~会長交代
			府商連	2	石原 幸二	(欠員)				1	2022.6.19~会長交代
14 東成区	8	172	市商連	3	松山 正樹	岡本 光右	中西 義夫			3	
			府商連	2	松山 正樹	岡本 光右				2	
15 生野区	14	297	市商連	4	松本 賢一	小倉 和男	三浦 広之	(欠員)		3	
			府商連	3	松本 賢一	小倉 和男	三浦 広之			3	
16 旭 区	6	413	市商連	4	田中 亘	義平 稔	加藤 進	尾畑 和彦		4	2024.6.26報告あり
			府商連	3	田中 亘	安田 恵三	加藤 進			3	2023.6.26報告あり
17 城東区	4	113	市商連	3	西村 秀春	(欠員)	(欠員)			1	
			府商連	2	西村 秀春	(欠員)				1	
18 鶴見区	1	30	市商連	3	住田 竜也	水口 広司	(欠員)			2	2022.12.20新会長
			府商連	2	住田 竜也	水口 広司				2	
19 阿倍野区	11	465	市商連	4	和田 一義	甲斐 愛佳子	岩崎 尚二	神山 和彦		4	2023.3.27報告あり
			府商連	3	和田 一義	甲斐 愛佳子	岩崎 尚二			3	2023.3.27報告あり
20 住之江区	8	65	市商連	3	太田垣 拓士	磯田 忠良	小池 昭二			3	
			府商連	2	太田垣 拓士	磯田 忠良				2	
21 住吉区	7	182	市商連	3	田中 貞夫	橋本 頼幸	(欠員)			2	市田卓司2024年逝去
			府商連	2	田中 貞夫	橋本 頼幸				2	
22 東住吉区	19	339	市商連	4	名和 安将	加藤 重彰	塚本 順一	(欠員)		3	
			府商連	3	名和 安将	塚本 順一	(欠員)			2	
23 平野区	5	84	市商連	3	南 幸之助	片井 康文	中本 明			3	
			府商連	2	南 幸之助	田積 完治				2	2023.4.27報告あり
24 西成区	11	315	市商連	4	村井 康夫	白木 聡	(欠員)	(欠員)		2	
			府商連	3	村井 康夫	白木 聡	(欠員)			2	
計	239	7,717	市商連	88	市商連：300以下=3名、301~600=4名、601~900=5名、 901~1200=6名、1201~1500=7名、1501~1800=8名				75		
			府商連	64	府商連：300以下=2名、301~600=3名、601~1000=4名、 1001~1500=5名、1501~2000=6名				57		

資料 2

2025年3月25日
第10回常任理事会

各区商店会連盟 会長 様
各区商連 事務担当者 様

大阪市商店会総連盟
理事長 千田 忠司

区商連役員・商店会長・会員数等の異動報告書の提出と 新年度の会費について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、市商連事業の推進に何かとご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各区商連におかれましては、商店会長や会員数等の異動があった場合にはその都度、報告書の提出をいただいておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

会費を算定する基礎人員については、「大阪市商店会総連盟会計処理細則」に基づき、毎年4月1日現在の会員数とすることとなっており、これに基づいて会費を納付していただいておりますので、2025年度の会員数に変更がありましたら報告をお願いいたします。

また、これまでどおり、4月以降の理事会などで会員数の把握を行なっているケースや、4月以降に異動届の報告漏れが判明したケースなど、4月1日現在の会員数に変更が生じた場合のみ、第2期分の請求額で調整させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、市商連事業の円滑な運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

【報告内容と様式】

- ①役員改選があった場合や区商連の役員に異動があった場合
⇒ 様式1「区商連役員 異動報告書」
- ②会員数や商店会員数に異動(入会・退会含む)があった場合
⇒ 様式2「会員数・商店会数異動報告書」
- ③商店会長に異動があった場合 ⇒ 様式3「商店会長 異動報告書」
- ④新しく商店会が区商連に加盟した場合
⇒ 様式4「加盟申請書」

※市商連ホームページ(「まいど大阪商店街」で検索)の会員ページから情報提供や事務連絡・各様式などが閲覧・ダウンロードできますのでご活用ください。

市商連ホームページ「まいど!大阪商店街」
アドレス <http://osaka-shotengai.com/>

大阪市商店会総連盟規約

改定：平成 27 年 5 月 27 日

【抜粋】

第 6 章 会 計

第 22 条 本総連盟の経費は会費及び助成金その他の収入をもってあてる。
会費の額および徴収の方法等については常任理事会の議を経て総会で定める。
前項の施行について必要な細則を別に定め、補足することができる。

第 23 条 本総連盟の事業年度および会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 7 章 雑 則

第 24 条 この規約の実施につき必要な事項は 細則を制定して補足することができる。

大阪市商店会総連盟会計処理細則

改定：平成 20 年 5 月 27 日

【全文】

大阪市商店会総連盟 規約 第 22 条ならびに第 24 条に関して、その額ならびに徴収方法を次のとおり定める。

1. 大阪市商店会総連盟の会員である各区商店会総連盟は、その会員 1 名につき月額 170 円を会費として総連盟に支払うこととする。
2. 上記会費の支払いの基となる会員数は当該年度が始まる 4 月 1 日現在の数を基本とする。
3. 各区商店会連盟は会員商店街数・会員商店数に異動があった場合はその都度、大阪市商店会総連盟事務局まで速やかに届け出るものとする。
4. 上記会費の支払いにあたって必要な場合は、分割にして支払うことができる。ただし分割は年間 4 回までとする。